

## シンポジウム「生命の資源化の現在」

## ■基調講演

## 生殖における身体の資源化とフェミニズム

——日本とアメリカを中心に

荻野 美穂

荻野と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。私は今日、「生殖における身体の資源化とフェミニズム——日本とアメリカを中心に」というタイトルでお話しさせていただきます。本題に入る前に、「はじめに」として二つのエピソードをご紹介させていただきたいと思ひます。

### はじめに 二つのエピソード

一つ目は、以前、非常勤で教えておりましたある大学の中国人留学生が、私の授業で生殖技術の問題などをいろいろ取り上げたことで興味を持って、自分の母国である中国における代理出産の現状について調べて、昨年修士論文を書きました。

その修士論文を私にも送ってくれたのですが、それによりますと、中国には、今のところ代理出産を禁止する法律がなくて、近年、インターネット上で代理出産を斡旋するサイトが急速に増えているそうです。代理出産を依頼する側は、いわゆる普通の不妊カップルだけではなくて、妊娠出産をすると自分の仕事の邪魔になるからそれを避けたいという女性、それから出産のときの痛みとか、あるいは体のラインが崩れるから、それを避けたいという人。あるいは、中国はご存じのように一人っ子政策をとっており、最近は少し緩

められているという話ですけれども、一人っ子政策に違反せずに2人以上の子どもを持ちたいという人がいて、そういう人が、ほかの人に頼んで産んでもらって、それを自分の子どもにするという、そういうケースもあるそうです。

一方、代理出産を引き受ける女性側の理由は、ほとんどはお金が欲しいというのだそうです。代理出産を引き受けているのは、都市部に住んでいる中流の下ぐらいの階層の未婚女性が多く、そういう女性の中には、大学生も少なくないそうです。ですから、代理出産をして儲けたお金で、例えば留学をしたいというようなケースもあるようです。もっと貧しくて、まだインターネットを利用する余裕がない人、あるいは農村部には、まだこの現象はそれほど広がっていないと、その留学生の論文ではなっておりました。それが、一つ目のエピソードです。

二番目のエピソードは、去年公開されたアメリカ映画で、ご覧になられた方もいらっしゃるかもしれませんが、メリル・ストリープが主演した『ジュリー&ジュリア』という映画がありました。映画自体はなかなか面白かったのですが、これは1960年代にアメリカで非常に人気のあったジュリア・チャイルドというフランス料理を専門とする料理家がいる、その人が残した料理本の524にのぼるレシピを、現代のニューヨークに暮らしているOLのジュリーという女性が、1年間で全部制覇することに挑戦し、その様子をつづった自分のブログが人気を博して、その結果、ジュリーは作家になるという話です。これは、実話に基づいてつくられた映画だそうです。

その映画の原作本が、同じ『ジュリー&ジュリア』というタイトルで、日本で翻訳が出ていて、私はそれをたまたま読んでみたところ、それを書いたジュリー本人が、本の最初の部分で、「自分はこれまでに二度、お金目当てに7,500ドルで卵子を売った」とさらっと書いていたのですね。恥ずかしいとか、隠すとか、そういう感じはまるでなくて。それを読んで、私はちょっとショックを受けました。7,500ドルというのは、アメリカの卵子の相場としては比較的高いほうだと思います。ですから、そのことから、このジュリーという人が若くて健康で、たぶんアイビー・リーグなどの名門大学の出

身で、その値段から判断して、たぶんルックスも悪くない人だろうなと推測ができたわけです。ただし、その卵子売買のエピソードは映画のほうには全く出てきません。

この二つは、私が偶然遭遇した例にすぎないわけですがけれども、生殖の資源化・商品化、あるいは市場化ということが、この10年、20年のあいだに、それ以前だったら想像もできなかったようなスピードで、現実には日常化し、グローバルに拡散しつつある。そういうことを非常に印象付けられたエピソードでした。

## 1. 「資源化」について

では、本題に入らせていただきます。最初に、今回のシンポジウムのタイトルにも入っております資源化ということについて、少し考えてみたいと思います。

今回のシンポジウムのテーマは「生命の資源化」で、生命の資源化ということでは、先ほど島菌先生も触れられましたように、臓器移植、特に脳死からの臓器移植というのも非常に大きな問題です。私も、個人的にはこの問題にも非常に関心を持っております。つい最近、あとでコメンテーターをされる市野川先生も編者のおひとりとして、日本の臓器移植法の改定に関して問題提起した『いのちの選択』という岩波ブックレットが出ました。この中に、私もほんの短い文章ですが書かせていただいております。生命の資源化ということでは、死にかかわる、あるいは死と生の交錯する臓器移植の問題というのも、非常に重要な問題だと認識しております。

ただ、今日はそれは置いておいて、ここでの資源化というのは、生命の産出、すなわち生殖に関連した人間身体の資源化ということに限定して、お話しさせていただきますと思います。

生殖における身体の資源化、特に女性身体の資源化というのは、もちろん、最近新しく始まった現象ではありません。女性の身体は、子ども、これは社会にとっては社会の次世代ということになります。その子どもを産出する

生殖能力を持っております。そのゆえに、おそらくは太古の昔から、女性の身体は社会の資源と見なされて、それぞれの社会の人口の量と質の調整装置、あるいは操作対象として扱われてきたという、長い歴史があります。

例えば、近代以降を見ても、アメリカを例にとりますと、中産階級のいわゆる WASP と呼ばれる白人アングロサクソン系プロテスタントの女性たちに対しては、その階層の出生率が下がり過ぎたということで中絶を禁止して、出産を奨励するということが、長いあいだ行われてきました。その一方では同じ時代に、例えばネイティブアメリカン、先住民族の女性や、アフリカ系アメリカ人の黒人の女性、あるいはそれ以外にも、優生学的に劣等であるというレッテルを貼られた人たち、そういう人たちに対しては、避妊や中絶、さらには不妊手術などを用いて、本人の意思とは関係なく、ほぼ強制的に生殖を抑制するということが行われてきたわけです。対象となる女性集団によって、生殖の管理、介入の在り方も違ってきたという歴史があります。

あるいは、やはりアメリカで南部の奴隷制があった時代には、黒人の奴隷の女性は奴隷主の所有する財産、動産と考えられていました。奴隷主は、自分の財産、所有する動産を増やすためには奴隷の子どもが増えればいいわけなので、黒人の女性奴隷たちは、本人の意思とは関係なしに、奴隷主の決めた相手、黒人の男性とつがわせられて子どもを産ませられました。あるいはそれだけではなくて、しばしば白人である主人、奴隷主がそういう奴隷女性と性的な関係を持って子どもを産ませ、生まれた子どもは、白人ではなく黒人として、奴隷、動産として扱われて、売買の対象になる。そういうことが行われてきたわけです。

そういう奴隷制の時代には、次々と子どもを産む能力のある多産な黒人女性はブリーダーと呼ばれました。今はブリーダーというと家畜を繁殖させる業者のイメージがありますがけれども、黒人女性自身がブリーダーと呼ばれて、奴隷市場で高い値段で売買されたと言われております。そういうかたちで古くから、特に女性の身体というのは生殖の資源化の対象として扱われてきました。

ただし、生殖に関して資源化されるのは常に女性の身体だけというわけで

もありません。西洋ではかなり古くから、不妊のカップルにおいて夫の側に不妊の原因がある場合には、夫以外の男性の、いわゆるドナー精子を用いた人工授精が、わかっているだけでも 18 世紀か 19 世紀ぐらいから行われてきたとされています。日本でも第二次世界大戦以後、慶応大学病院が不妊治療の名目のもとに、慶応大学医学部の学生の精子を用いた AID、ドナーによる人工授精を多数実施してきたということは、よく知られております。

これもご存じかもしれませんが、最近では、そういう AID から生まれた子どもたちが大人になって、いろいろな状況の中でたまたま自分が AID から生まれた子どもであることを知り、当事者たちのグループを立ち上げて、AID という第三者がかかわる生殖について批判的なスタンスから活動を始めているという状況もあります。

この AID がはっきりと商品化されたのが、精子バンクということになります。アメリカのフェミニストの研究者でバーバラ・カツツ・ロスマンという人がいるのですが、彼女の本によりますと、アメリカで最初の商業的な精子バンクがつくられたのは 1972 年だそうです。ですから、もう 30 年以上、40 年近くになります。1998 年までには、これが年間約 1 億 6,400 万ドル、これは日本円に換算すると、今の価値だと 100 億円か、もうちょっとになると思うのですけれども、それぐらいの大きなビジネスに成長したそうです。そういう意味では、男性の身体ももちろん生命の資源化の対象となり得るわけです。

ただ、何と言っても、生命の資源化にとって大きな画期となったのは、体外受精 (IVF) 技術の登場でしょう。ここにお集まりの皆さまにはたぶん釈迦に説法だろうとは思いますが、この体外受精というのは、女性の体内から卵子を体外に取り出して、ペトリ皿とかシャーレの中で卵子と精子を混ぜ合わせて受精卵をつくるという技術です。そして、できた受精卵を女性の子宮に戻して、あるいは誰か別の女性に移して、妊娠を始めさせるという技術です。

この IVF 技術の登場は、それまでであれば、最初から最後までたった 1 人の女性の体内でしか起こり得なかった排卵→受精→妊娠、さらにそれが

継続して出産に至るわけですが、その一連の長いプロセスをバラバラのパーツに分けて、そのパーツをさまざまに組み合わせることを可能にしたわけです。その結果、卵子はこっちの女性から取り、受精は外で行い、できた受精卵はもとの女性とは別の女性の子宮に入れるということが可能になりました。そういう意味で、この体外受精技術の登場は、生殖という概念を根本的に変容させて、新たな資源化への道を開いた、あるいは、道を広げたと言えると思います。

1978年にイギリスで、ご存じのとおり最初の体外受精児であるルイズ・ブラウンが誕生します。1980年代には、この体外受精技術が急速に実用化されていって、世界中に広まっていきます。それに伴って不妊治療が、新たな儲かるビジネスとして繁栄していくこととなります。さらにそれに伴い、女性の身体、特に卵子と子宮は、そういう生殖工程、プロセスのための必須の、しかも利用しがいのある資源として、これまで以上に露骨で直接的な操作と介入の対象になっていったわけです。

そうした操作と介入の代表的なものが、代理出産であり、それから卵子の提供、あるいは売買です。けれども、それだけが生殖の資源化ではなくて、例えば出生前診断あるいは受精卵診断によって、胎児や胚（受精卵）を選別するという。これも女性の身体を利用した生命の質の管理、介入という意味では、資源化の一種と見なすことができるでしょう。それから、卵子を実験材料として用いるES細胞研究、これもやはり資源化の一種だろうと思います。

そこで当然、女性の立場とか利益を守ることを標榜しているフェミニズムは、こうした問題についてどのように考えているのかという疑問が出てくるわけです。次に、日本とアメリカのフェミニストたちの生殖技術に対する考え方や対応を見ていきたいと思います。

一言でフェミニズムと言いましても、もちろん、いろいろな考え方、いろいろな立場があって、一様でないことは言うまでもありません。さらに、日本とアメリカを比較して見ただけでも、そこでの議論には、それぞれの社会におけるこれまでの歴史的な経験、あるいは社会的条件の違いが影を落とし

ていると思われます。そこでちょっと、そういうお話をさせていただきたいと思います。

## 2. 日本の場合

日本でもアメリカでも、フェミニズムが盛んになってきた当初は、女性の身体的な自己決定をめぐるアジェンダとしては、避妊の問題——避妊知識の普及とそして中絶の合法化、これが問題の中心になっていました。けれども第二次世界大戦後、日本とアメリカでの状況は非常に異なった展開を見せるようになります。

まず日本のほうですが、日本は第二次大戦に敗北後、人口過剰問題が起き、その渦中で、1948年（昭和23年）に優生保護法が制定されます。さらに、それが翌1949年と1952年に大幅改定され、それによって、日本では刑法墮胎罪で中絶を禁止しながらも、事実上、中絶が自由化されていくということになりました。

そのあと、1950年代の後半から1960年代にかけては、家族計画運動、すなわち、子どもの数を抑えるには中絶よりも避妊をしましょうという、国民的運動が展開されました。それでもやはり長いあいだ、日本では中絶が出産抑制手段として非常に重要な役割を演じ続けてきた、そういう歴史があります。ソ連など一部の共産圏の国々を除いては、日本は世界的に見ても非常に早い時期に中絶の合法化が行われたことが特徴であったと言えます。

そのあと、高度経済成長期を迎えると、今度は出生率が下がり過ぎて労働人口不足になるという声が上がります。1970年代から1980年代の初めにかけて、二度に渡って、優生保護法を改定しよう、具体的には経済的理由を削除して、事実上ほとんどの中絶を禁止しようという動きが起きてきます。このときに中心になって動いたのは、「生長の家」という新宗教の団体と、その息のかかった自民党の代議士でした。

ただ、1970年代と1980年代のどちらも優生保護法の改定に反対する運動が大規模に起こり、結果的には、改定は実現せずに終わります。そのときに、

第一次の1970年代初頭の優生保護法改定反対運動の中心となって活動したのが、ちょうど始まったばかりのウーマン・リブの女性たちでした。

日本の場合の特殊性は、中絶を合法化していた優生保護法という法律が、元をたどれば1940年、第二次大戦中につくられた国民優生法という法律の焼き直しであったことです。この優生保護法第一条には、「優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止する」ということが、はっきりと目的の第一に掲げられていました。

1970年代の優生保護法改定のキャンペーンのときに提出された改定案では、一方で経済的理由を削除するだけではなくて、もし胎児に障害があるとわかった場合には中絶を認めようという、いわゆる胎児条項の新設、これも目論まれておりました。

これに対して、脳性麻痺の人たちの団体である「青い芝の会」が、胎児条項の新設は障害者抹殺の論理だとして猛反発し、猛烈な反対運動を展開しました。この青い芝の方たちは、優生保護法を守ろうとしていたリブの女性たちに対して、「女は中絶の権利ということを主張するけれども、じゃあ、障害児だとわかれば中絶するのも女の権利なのか」、「それは、健常者のエゴイズムではないのか」と、非常に厳しい批判を突き付けました。

つまり、日本の場合には優生保護法という特異な法律によって中絶が合法化されたことによって、日本のフェミニズムはそもそもの立ち上げの時点から、中絶の権利について考えるときには常に優生学的生命の選別の問題をどう考えるのかという困難な問いにもつきまとわれる、それに直面せざるを得ないということになりました。これが、日本の場合、その後のフェミニズムの在り方にも大きな影響を与えたと、私は思っております。

この問題についてのリブの側の発言としては、田中美津さんの発言が非常に有名で、いろいろなところで引用されています。森岡正博さんなども、日本独自の生命倫理の出発点として田中美津さんを位置付けて、非常に高く評価しておられます。ただ、私は今日は田中さんではなくて、むしろ、そのリブの流れをくみつつ、現在まで活動を続けているSOSHIRENというグループについてお話したいと思います。

この SOSHIREN というのは、2 度目の優生保護法改定キャンペーンが行われた 1982 年に、優生保護法改悪阻止を目的として発足したグループです。最初の名称は、「82 優生保護法改悪阻止連絡会」で、これを縮めて阻止連絡会、「そしれん」という名称になったようです。

この、1980 年代の改定キャンペーンが無事に阻止できたあとも、このグループは優生保護法と墮胎罪の撤廃を目指して活動を継続していきました。優生保護法は 1996 年に改定されて母体保護法になりましたが、そのあともこのグループは活動を続けていて、現在の正式名称は、「SOSHIREN・女（わたし）のからだから」となっています。

このグループの中心メンバーの 1 人である米津知子さんは、田中美津さんと共にリブ新宿センターで共同生活をしていた、元リブの一員です。メンバーは何人もいらっしゃるのですが、もう 1 人の長沖暁子さんという方も、1970 年代の優生保護法改定反対運動に参加していた方です。そういう意味では、SOSHIREN はリブの血を引くグループであると言えます。

この SOSHIREN の活動の大きな特徴は、障害者運動、特に障害を持つ女性たちとの交流と対話をずっと継続し、しばしば共に会議に参加したりして、活動を共にしてきたことです。その中で、子どもを産むか産まないかを女自身が決めるという女の自己決定権を守りつつ、一方で、選別中絶に対してはどのような態度を取るのかということ、を、ずっと真剣に問い続けてきました。

次に、米津知子さんの発言を引用します。これは米津さん個人の書かれた文章ではあるのですが、SOSHIREN が長いあいだ考える中でとり着いた、いわば最大公約数的な考え方ではないかと思って、ここで引用させていただきます。

産まない手段としての中絶と、胎児を選別する中絶はどこが違うのか？  
胎児を選別する中絶はリプロダクティブ・ライツに含まれるのか？ 産まない手段としての中絶を合法としながら、胎児を選別する中絶の拡大に歯止めをかけることができるのか？

[中略] 胎児を選別する中絶は、産まないことを決めたからではなく、

子どもをもとうとする期待のなかで行われる。障害のあるなしで、子どもとして迎え入れるかどうかを選ぶ行為だ。私は、胎児は独立した生命ではないが母体の一部でもなく、生まれた人間と同じではないが人間になる可能性をもった存在と考える。そして、生まれている人間に対するのと同じに、その属性で差別することを良いとは思わないし、そうすることはリプロダクティブ・ライツに含まれないと考える。[中略]

胎児の選別を前提とする出生前検査は、女性にとって、生まれてくる子に条件をつけられるのと同じだ。[中略] 障害者を歓迎しない社会が障害者が生きることを困難にしているのに、それを無いことのように隠して、女性を子の選別に誘導する。それを女性の責任において行う女性の権利だという。これこそが優生学の新しい動向そのもの、女性のリプロダクティブ・ライツの侵害だ。

(SOSHIREN ニューズレター『女(わたし)のからだから』204号、2002年10月22日)

先に申しましたように SOSHIREN は、その出発点から障害者運動と近い関係にあって、女の身体や生殖能力が人間の選別のための資源として国家や社会に利用されるということに対して、非常に敏感であり、警戒してきました。

新しい生殖技術に反対する女たちの国際組織で、「フィンレージ」というのがあります。1985年にスウェーデンで行われた「フィンレージ」の立ち上げにも SOSHIREN の人たちは参加していて、そのことの影響もあると思いますが、SOSHIREN は生殖技術の利用についても一貫して慎重な姿勢をとり、警戒的な立場を堅持しています。

生殖技術というのは、本当に女を助けるために開発されたのではなくて、むしろ企業や病院の利潤追求、あるいは国益、つまり人的資源の開発管理、そうしたことのために利用される恐れがあるとして、SOSHIREN は生殖補助医療技術について審議する政府のいろいろな委員会や学会などにも、度々反対の意見書を提出しています。その一例として、日本不妊学会に

SOSHIREN が提出した意見書の一部を挙げておきます。

代理母は不妊のカップルに子どもをもたらすとはいえ、本人たちを治すわけではないこと、そして他人の身体に対して医療行為が行われることから本来の治療行為とは言えないのではないかと考えます。[中略] このような他人の精神・身体の健康をそこなう形での行為を医療として認めるわけにはいかないと考えます。

体外受精をはじめ現在の生殖技術は、体内から卵を取り出すことによって可能となりました。これによって、卵と子宮は女のなまのからだを離れ、各々も分離され、生殖のための単なる部品になってしまうのではないか、そしてその結果の子どもをモノとして扱うことにつながるのではないか、このような危惧を私たちは抱いていました。とくに代理母はその典型であり、本人の人生や生殖と切り離して卵や子宮を扱うものです。このような代理母を認めることはすべての女たちの人生にかかわってくる重要な問題だと考えます。商業ベースにのった代理母は、単に子宮だけでなく、女のからだや人生を商品として扱うことだと考えます。そして、経済的に豊かな夫婦が、より貧しい女性を搾取する構造になると考えます。これは、たとえ親族などの善意の代理母に限ったとしても、遺産相続などがからみ、親族間の経済的な差によって代理母が選ばれていくことになっていくのではないのでしょうか。

私たちは新しい技術の開発や導入よりも、まず不妊の原因の解明や、予防法の確立に向けての基礎的研究に力を入れていただきたく思います。(『女のからだから』88号、1992年10月27日)

もちろん日本にも、向井亜紀さんや自民党の野田聖子議員をはじめ、不妊の当事者の立場から代理出産の合法化を求めている方はおられます。それから根津八紘医師のように、日本ではアメリカのような商業的代理出産ではなくて、実の母親や姉妹による「無私の愛」から行われる代理出産が望ましいと主張する方もいらっしゃいます。

さらにフェミニストの中でも、例えば永田えり子さんは、「国家には、人々が生殖技術を利用する自由を制限する正当な理由はない」と主張しておられますし、大越愛子さんは、代理出産の登場は、女性の妊娠・出産が経済的価値を生み出す立派な労働であることを可視化するのに役立ったとして、代理出産という現象をむしろポジティブにとらえる論文を書いておられます。

したがって、もちろん日本でも生殖技術、あるいは代理出産の擁護派は存在するわけですが、全体として見れば日本のフェミニストのあいだでは、生殖補助医療技術を女性にとっての福音というよりは、むしろ新たな管理、あるいは資源化の手段ととらえて、歯止めをかけるべきだとする SOSHIREN に近い立場のほうが、どちらかというと優勢ではないかというのが私の印象です。

例えば江原由美子さんは『自己決定権とジェンダー』という本の中で、女性の自己決定権というのは、決して「私のからだは私のもの・所有物だから、好きなようにしていいのだ」という意味ではなく、夫や家族、あるいは国家などの家父長制的社会との闘いという文脈において意味を持ってきた概念なのだと書いておられます。

このように日本では、自己決定権ということに関しても、必ずしもそれを金科玉条視せず、個々の具体的な文脈の中に位置付けて判断していこうという姿勢があるのではないかと思います。ただ、江原さんは卵子売買について、「もらう側、提供する側が満足していても、売買を容認できない何かがある。そうした感覚を言葉にしていくことこそが、問われている」と書いていらっしゃるのですが、ではそうした感覚を言葉にしていったらどうなるのかというところは、まだ十分敷衍しておられません。

ですから私自身も含めて、こういう何か受け入れられない、それをしてはいけないと思う感覚が何なのか、その根拠が何なのかということをもっと掘り下げて説明していく努力が必要だと思っています。言い換えれば、技術的に、あるいは経済的に「できること」であっても、それを「していいこと」とは必ずしも言えないのではないかと、そういう感覚を、どうやってより説得的に理論化していくかということだろうと思います。

### 3. アメリカの場合

次にアメリカの場合ですが、非常に早く中絶が合法化された日本と違って欧米では、中絶の合法化はようやく 1960 年代の終わりから 1970 年代にかけて実現しました。それまでは、中絶を必要とする女性たちは危険なヤミ中絶に頼るしかないという、長い非合法の時代がありました。アメリカのフェミニストたちはこれを「最悪の時代」と呼んでいます、そういう暗黒の時代が長く続いたわけです。

ですからアメリカでフェミニズム運動が起きてきたときには、中絶の合法化が最も重要なアジェンダの一つとして掲げられました。そうして、ようやく 1973 年に連邦最高裁判所が、中絶の選択は女性の憲法上のプライバシーの権利に含まれるという歴史的なロウ判決を下しました。これによって、ようやく中絶が合法と認められたわけです。けれどもご存じの通り、その結果、その判決に反発する中絶反対派の運動が一挙に燃え上がることになり、以来、現在に至るまで、アメリカでは中絶の是非をめぐる論争がずっと続いているわけです。

一応、現在のところ、最高裁のロウ判決は覆されないで維持されていますが、中絶反対派の運動の結果、特に地方では中絶を提供するクリニックや医者が減って、事実上、ほとんど中絶を受けられない地域が増えています。それから共和党の大統領は、例えばブッシュ大統領もそうですが、連邦最高裁の判事の職に空きができると、そこにプロライフの中絶反対派の人物を送り込むことによって、ロウ判決を何とかして覆そうとするというようなことが行われてきたわけです。

そういう意味でアメリカでは、中絶の権利をめぐる今でも予断を許さない状況が続いています。それだけにアメリカのフェミニストにとっては、この中絶の選択権、「チョイス」を死守し、女性の身体的自己決定権を守ることが至上命題となってきた、そういう歴史があります。

もともとアメリカでも、出生前診断をしたあと、胎児に障害があるとか、あるいは胎児の性別が自分の望んだ性別でないといった理由で中絶を行う、

いわゆる選別中絶をめぐるのは、フェミニストのあいだでも議論があります。マーシャ・サクソンとか、アドリアンヌ・アッシュとか、自分自身も障害を持っているフェミニストの学者たちは、選別中絶は、普通の中絶とは違うものだと言っています。「選別中絶は、障害についての誤ったイメージに基づいて行われるもので、障害者に対して差別的な意味を持つ」として、選別中絶に反対しているわけです。

ルース・ハバードも、彼女自身は障害者ではないのですが、「こういう選別中絶は、個人の選択、チョイスというかたちをとった、リベラルで個人主義的な新しい優生学だ」と言って、批判をしています。ですからアメリカでも、SOSHIREN と非常に似た考え方をするフェミニストたちがいるということなんです。

その一方では、ヘイスティングス・センターが2年間に渡って出生前診断と障害者差別について討論プロジェクトを行って、その結果を『Prenatal Testing and Disability Rights』という本にまとめています。その中で、ボニー・スタインボックという、やはりフェミニストの学者は、「こういう障害者側に立った選別中絶反対論は、アメリカ社会では決して主流派ではない」と、はっきり書いています。むしろ、中絶一般には反対であっても、胎児に障害があるというのは、経済的な理由とか、独身だとか、そういうことよりもずっと中絶の正当な理由として認められる。そのように考える人が多いようです。

フェミニストの中にも、障害学の言ういわゆる社会モデル、「障害は、それ自体が問題というよりは、社会の受け入れ体制のほうに問題がある」とする社会モデル論は、「障害そのものが原因で生じるさまざまな苦痛を過小評価している。重篤な障害を持って苦しむ子どもが生まれないようにするのは、むしろ道徳的に正しいことであって、それは、現に生きている障害者への差別とは別の問題だ」という論理で、選別中絶を容認する人が少なくないと言われています。

また、選別中絶を批判する側の人々にしても、では法的制限を設けて選別中絶をできないようにすべきかという、それには反対の立場をとっていま

す。というのは、アメリカでは中絶の選択権に対してどこかで規制を認めてしまうと、そこから中絶反対派（プロライフ派）につけ込まれて、中絶の権利そのものがどんどん掘り崩され、最終的には再び中絶ができなくなってしまうのではないかという不安や警戒心が非常に強いからです。

実際、女性の選択権に少しでも疑問を投げかけるような意見を障害者フェミニストたちが口にしたりすると、「あなたたちはプロライフなのか」とか、「それは利敵行為だ」といったような反発を招くことさえあるようです。それだけアメリカの場合は、やはり中絶問題の落とす影が大きいと言えると思います。

一方、生殖補助医療技術の利用、特に代理出産をどう考えるかについても、1987年に有名な「ベビーM事件」というのがありましたが、それ以降、フェミニスト・エシックスの議論の中で、中絶問題と並んで非常に重大な争点となってきました。いろいろな議論があるのですが、擁護派と反対派の主張を簡単に整理して並べてみると、以下のようになります。

- 反対論
- (1) 代理出産は代理母に生命・健康上のリスクを負わせる。
  - (2) 他者を自分の欲望充足の手段や道具として利用することは許されない。
  - (3) 経済的格差を利用した女性間の搾取関係を生む。たとえ本人の意思で代理母を引き受けても、そこには構造的な問題がある。
  - (4) 売春と同じ。本来売ってはならないものを売っている。
  - (5) 妊娠・出産は単なる「労働」ではなく、他の何とも異なる全く特異な経験である。
  - (6) 生殖を商品の製造過程と同一視することは、子どもの「製品」視や優生学的操作につながる。
  - (7) 無報酬の場合でも、愛情や自己犠牲、同情といったジェンダー規範による搾取を伴う。
- 擁護論
- (1) 搾取や分断ではなく、女同士の相互扶助、協力関係である。

- (2) 生殖過程のパーツ化・脱個人化は、子どもを出産した女性だけが育児を担うべきでもないし、その必要もないことを証明する。多様な選択肢をもたらし、親になることがより意思的でジェンダー中立的な行為となる。
- (3) 代理出産は女性身体や子どもの売買ではなく、生殖サービスという労働の提供。商業的代理出産の禁止は、労働への正当な報酬を得る権利の否定である。
- (4) 女性は自由な行為主体として代理出産契約を結ぶ権利があるし、契約を履行する義務がある。
- (5) 代理母が不当に搾取される事態を防ぐには、禁止ではなく、公正な労働条件の整備や十分なインフォームド・コンセントがあれば良い。

反対論の(5)は、妊娠・出産は単なる労働ではなくて、他のどんなものとも異なる全く特異な独特の経験であるという主張です。女性は体内で胎児を育てて、それがだんだん1人の独立した人間になって生まれてくる。それは、1人の人間が2人になっていくという、自己と他者の境界を流動化させるような非常に特異な経験であって、これを他の労働と同一視することはできないというのです。

それから(6)は、生殖を商品の製造過程と同じように見るのが代理出産であって、そのように見てしまうと、子どもも一つの製品、ものとして見るようになって、出てきた製品が気に入らなければ、例えば障害があったらその子はいらないとか、契約違反だという話にもなりかねません。さらに、よりよい商品をつくるためには遺伝子操作をしようとか、そういう話にもなっていくわけです。

(7)は、例えば不妊女性の母親による代理出産のように報酬を伴わない場合でも、それは女性というのは愛情深くて人の世話をするのが仕事で、自己犠牲的で、あるいは困っている人を助けたいという同情心に富んだものだから、そういう、女とはこういうものだという、女性たちが内面化してきた

ジェンダー規範を利用した搾取であるという批判です。

それに対して擁護派のほうは、代理出産というのは女性同士の搾取とか分断ではなくて、どちらもが満足している、女性同士の相互扶助、協力関係だと言います。あるいは (2) は、生殖過程がパーツ化され、脱個人化されることによって、生物学的に子どもを産んだ、いわゆる血のつながった女性だけが育児に全責任を負う必要はないということがはっきりする。本当に子どもが欲しいと思って子どもを育てる意思のある人が子どもを育てるべきで、例えば男性であっても、自分が本当に子どもが欲しいと思ったら、代理出産してもらって、その子どもを育てればいい。女性だけが産みの母だという理由で縛られる必要はなくなる。それをポジティブに評価する意見です。

(3) は、代理出産を生殖サービスという労働の売買とする議論です。(4) は、女性は自由な行為主体として代理出産契約を結ぶ権利があるし、契約を結んだ以上はそれを履行する義務があるという、契約論です。そして結局、代理母が不当に搾取されるような事態を防ぐためには、禁止するのではなくて、公正な労働条件を整備し、十分なインフォームド・コンセントを行えばそれでいいのだということになります。

ここでも反対派の考え方は SOSHIREN などの考え方と通じるものがありますが、一方の擁護論も非常に根強いものがあります。実際に、アメリカでも不妊患者の権利グループがたくさんあって、そういうところから従来のプロチョイス派のフェミニストたちに対し、「あなたたちは中絶とか避妊のことばかり言っていて、自分たちの産むほうの権利に対しては非常に冷たい」というような批判も出ているそうです。

このように、アメリカのフェミニストのあいだでも、代理出産をめぐる意見が割れています。2008 年の『ニューズウィーク』の記事によると、代理母契約を認めない州が 12 州ある一方で、12 以上の州が代理出産を合法化しており、そのための法律も整っています。特にカリフォルニア州は、赤ん坊が主要輸出品の一つだと言われるほど生殖ビジネスが花盛りで、ご存じのように、日本をはじめとする外国人の生殖ツーリズムも非常に盛んです。

## 4. 生殖産業の背後にあるもの

では、こういう生殖産業をどういう文化、あるいは思想が背後で支えているのか。それを最後に考えてみたいと思います。

第一は、技術イデオロギーです。この技術イデオロギー (technological ideology) というのは、バーバラ・カッツ・ロスマンの言葉です。これは、工業化社会の特徴である技術化、合理化、効率化といった思考が、従来はそれほど技術と直接に関係がないと思われていた生殖の領域にも浸透していつて、人々は、赤ん坊を生産物と見なして、人間の身体を赤ん坊をつくるための資源、装置、あるいは生産ラインと考えるようになったということです。

不妊というのは、この生産ライン、プロセスに起きた不調・トラブルと考えれば、代理出産を含む生殖補助医療技術とは、生産の仕事を各構成部分にいったん分解して、それを組み立て直す、再組織化することによって、子どもという製品を効率的・合理的に生産できるようにしようとすることに他ならないこととなります。

また、高いお金を出してでも、アイビー・リーグの優秀な学生の卵子、あるいは精子、あるいはスーパーモデルの卵子を手に入れようとするのは、材料がよければよい製品ができるだろうという考え方に基づいているわけです。

二番目に、ありとあらゆるものを商品化しようとする資本主義市場原理があります。この資本主義市場原理に関して、フランスのベルナル・スティグレルが、20世紀後半の資本主義の在り方を「欲求不満の消費主義」あるいは「中毒的消費」と形容しています。

20世紀の後期資本主義社会の中で、私たちは、たえず宣伝広告を通じて、次から次へと新しい欲望をかき立てられ、本当は必ずしも消費する必要もないのに消費する。消費をやめることができない。そういう依存症状態になっていると、スティグレルは指摘しています。スティグレルが言っているのは資本主義一般についてですが、同じようなことが生殖産業という商品、あるいは市場についても言えるのではないかと思います。

これまでであれば、年をとって、もう自然妊娠ができなくなった。あるい

は、病気で子宮や卵巣を摘出したので、子どもは欲しいけれども、もう妊娠は無理だとか、あるいは、自分は独身だったり同性愛者だから子どもは持てないとか、そういう状況があったわけです。それはもちろん、個人的には非常につらくて、死ぬほど苦しいかもしれない。けれども、それを甘んじて受け入れるしかないという状況がありました。人によっては、もちろん養子という選択肢を考える場合もあったでしょうし、それもできなければ、このごろあんまり使われない言葉ですけども、諦念とか断念という言葉があるように、つらいけれどもあきらめて受け入れる。そういうことがあったわけです。

それに対して生殖産業は、どうしても子どもが欲しいという個人の欲望に家族形成権とか幸福追求権という名前を与えて、いわば正当な満たされるべき消費欲求・欲望として作り上げていく。それによって人々を購買行動、生殖補助医療技術という商品を買うという購買行動へと駆り立てているのだと思います。

さらに、そこに情報化社会、特にインターネットの発達で、この欲望の喚起と拡散に拍車をかけて、日本ではできないことでも、例えばアメリカに行けば可能だとか、インドに行けば買えるとかいうかたちで、グローバル化を加速している、そういう状況があります。

ただし忘れてはならないのは、そこで生殖補助医療技術というサービスと、その結果として子どもという商品を手にする、購入できるのは、その代金が払える人だけだということです。お金がなければ、生殖の自由も、幸福追求権も、絵にかいた餅にすぎないわけです。バーバラ・カツ・ロスマンは、これをリプロダクティブ・キャピタリズムと呼んでいます。そのまま訳すと生殖資本主義ですね。あるいは、生殖と金の直結、生殖も金次第ということになるかもしれません。

いま申しあげた技術イデオロギーと、一般的な意味での中毒的消費というのは、日本でもアメリカでも、どちらの社会にも当てはまることです。ただ、このリプロダクティブ・キャピタリズム（生殖資本主義）については、日本よりもアメリカの現状のほうがはるかに徹底しているのではないかと思います。

す。

ちなみにアメリカでは、サービスを買う側だけではなくて、売る側にも一種の「中毒化」現象が起きているようです。例えば、2006年のボストン・グローブ紙には、3年間で4回卵子提供して、4回目の今回は66個取れたが、1ヶ月後にもう1回やろうと思っているという女性の記事がありました。しかもこの女性は、姉妹（お姉さんか妹かわかりませんが）も卵子ドナーをやったことがあって、2人で卵子斡旋のエージェンシーを立ち上げて、もっと多くの女性をドナーとして集めようとしているという記事でした。ですから、もちろん、彼女たちはいいことだと考えてやっているのでしょう。

それから代理出産を引き受ける代理母のほうでも、1回だけではなくて、何回も、2度も3度も代理出産を繰り返す、そういう女性たちがいるそうです。このボストン・グローブ紙の記事の中に登場するある大学院生は、卵子を提供して5,000ドルもらって、それでクレジットカードや学費の支払いをするという経験をしてしまうと病みつきになって、「1時間8ドルとかの安い仕事はバカらしくてやってられない」と言っています。そういう意味での中毒現象というのが起きているようです。

ただ、この卵子提供ということに関しては、私のような素人が常識的に考えても、そのたびに排卵誘発剤を打ち続け、卵巣を過剰刺激して、一度に何十個というような卵子を排出させるのですから、それを何度も繰り返したりすれば体にいいはずがないと思います。短期的なリスクだけではなくて、長期的にも、体に何らかの悪影響が出るのではないか。

けれども、アメリカでも経済状況が非常に悪化していく中で、卵子ドナーを志願する女性は非常に増えているのだそうです。しかも、先ほどの話のようにリピーターになる人が少なくないそうです。代理出産、代理母を引き受ける側についても同じです。しばらく前の『ニューズウィーク』の記事ですが、イラク戦争が起きてから、夫がイラクなどに派兵された兵士の妻が、留守中のアルバイトとして代理出産を引き受けるケースが非常に多いと書かれていました。

臓器移植については、アメリカでも少なくとも金銭による臓器の売買は禁

止されています。卵子提供に関しても、こういう卵子提供を繰り返す非常にリスクな状況に対して、フェミニストは警告を発して歯止めをかけるべきではないかと、つい思ってしまうのですが、私の知る限りでは、あまりそういう動きを目にしません。どうも代理出産に比べると、卵子提供の是非をめぐっては、フェミニストのあいだでも議論自体が少ないのではないかという印象を持っています。

先ほど名前を挙げましたボニー・スタインボックは、これについて、アメリカでは卵子提供やそれへの代償の支払いを法律で禁じるというようなことは、憲法のプライバシーの権利、あるいは生殖の自由に反すると見なされて、実現しないだろうと書いています。やはり、「私の体は私のもの」とか、「自己決定」「自己責任」という考え方が、アメリカでは非常に強いということをあらためて感じます。

バーバラ・カツ・ロスマンも、彼女自身は代理出産に断固反対の立場なのですが、他の国では卵子売買や代理出産は禁止できるかもしれないけれども、アメリカではまず無理だろうと述べています。「もし、売りたいという人がいて、買いたいという人がいるなら、そこに干渉することは完全に非アメリカ的であって、買う権利はアメリカではまさに聖なるものなのだ」と、言っているのです。別の人は、「アメリカにおいては、個人の自由がしばしば公共的な利害をも凌駕する」とも述べています。

ですから、生殖産業の背後にあるもう一つの要因として、やはりリベラル個人主義の問題が非常に大きいと言わざるを得ません。技術イデオロギーと中毒的消費とリベラル個人主義、これらはそれぞれある意味では別のものですが、ここでは相互に密接に絡まり合って、アメリカという社会、あるいは文化を作り上げている原理だと思います。

フェミニズムに関しては、フェミニズムにもいろいろな流れがあるのですが、アメリカで優勢なのはリベラル・フェミニズムです。リベラル・フェミニズムは、男性優位の家父長制社会に対する批判は非常に舌鋒鋭くやってきましたが、テクノロジー支配や資本主義のイデオロギーに対しては戦いを挑まないと、ロスマンも認めています。実際、リベラル・フェミニズムは、む

しろこうした技術などを利用してその恩恵を受ける中で、男女の平等を主張し、女性の社会進出を果たしてきたという経緯があります。

男性と異なって、妊娠・出産という生殖活動を直接担う女性の身体をどのように受け止めるかについては、フェミニズムの中でも昔から対立や異なる意見がありました。リベラル・フェミニズム、あるいは平等派フェミニズムは、こうした生物学的宿命、つまり女性だけが妊娠・出産をすることこそが男女不平等の根源だと見なして、生殖にかかわる性差を限りなくゼロに近づけていくことが女の解放だと考えてきたわけです。

中でも有名なのが、シュラミス・ファイアストーンです。彼女は、人工子宮が開発されて生殖が完全に外部化され、女性から切り離されることを解放だと夢見ました。けれども、ファイアストーンだけが例外なのではなくて、科学技術を利用することによって、それまで不可能だったことが可能になること、それがすなわち進歩であって解放だという考え方は、非常に強いものがあります。経口避妊薬のピルが歓迎されたのも、あるいは、更年期にはホルモン補充療法をしていつまでも若々しく美しくしようとするのも、同じような発想が背後にあると思います。

これに対して日本のリブやフェミニズムは、ピルに対しても、あるいはホルモン補充療法に対しても、どちらかというとなかなか慎重で懐疑的な意見が強く、カッコ付きですが「自然」派路線が強い。日本でピルの認可が非常に遅れたのには、女性たち自身があまりそれを望まなかったということも関係していると思います。

こうしたアメリカのリベラル・フェミニズム的な立場に立てば、若いときには高等教育を受けて、社会に出てキャリアを築くのに集中し、年をとって経済的・時間的余裕ができたところで、子どもを持つ。たとえ自分が自然には妊娠できなくなっていたとしても、あるいは、たとえ閉経していたとしても、若い女性の卵子を買ってきて、誰かに産んでもらうということもできる。あるいは独身であっても、精子バンクのカタログから好みの精子を選んで、「金髪でスポーツマンで音楽的才能がある」人の精子を買って、男抜きで子どもをつくることもできる。あるいは、もちろん、同性愛の人が子どもを持

つことも可能になる。

これは、すべて個人の選択肢の拡大であって、男性の場合だったら、年をとって 60 歳になっていたとしても、精子があれば何歳でも子どもを持つことができる。だから女性も、そういう意味でようやく男性と平等になってきた、「結構なことではないか」ということになります。

もちろん、アメリカのフェミニストがみんなそういう意見だというわけではありません。例えば、個人主義の個人という概念にしても、個人というのは英語でインディビジュアルと言って、それ以上ディバイドできないものという意味です。アメリカのフェミニストの中には、このインディビジュアルというのは、決して妊娠・出産ということを経験しない、つまり、自分の身体がディバイドされることを経験しない男性を基準とした概念であって、それこそ自分の身が、一つが二つになっていく女性特有の身体経験を組み入れた、もっと別な個人概念、あるいは人間概念が必要だというような議論をしている人もあります。あるいは、ケアの倫理とか、いろいろ新しい主張も出ています。

ですから、リベラル個人主義一辺倒ではなくて、それに対する批判的議論は存在しています。けれどもその一方で、特に根深い中絶問題との関連から、女性たちがようやくにして獲得した個人の自律性、あるいは身体的自己決定権の概念に対して留保を付けたり、あるいは一部でもそれを手放したりしてはならないという意見も非常に強いのです。

代理出産、あるいは出生前診断後の選別中絶に反対している、日本の SOSHIREN によく似た考え方を持っているフェミニストたちであっても、では、法律によって個人の選択権に制限を設けることに賛成かということになると、そこでは躊躇してしまう。結局、そこから中絶の権利が崩壊されていくのではないかという懸念があるわけです。それだけアメリカでは、チョイスに対するこだわりというか、チョイス・オブセッション (Choice obsession)、それが非常に強いということが分かります。

このように身体の資源化という事態が進行していく中で、今お話ししましたように、その是非をめぐるのはフェミニズムの中にも多様な意見がありま

す。現在では、何をもってフェミニスト的、あるいは反フェミニスト的と言うのか、あるいは進歩派とか保守派という区別をどこで付けるのかということが、これまでよりもずっと困難で流動的になっているのは確かだと思いません。

しかし、こと規制をするかどうかということになると、アメリカの社会の基本的な価値観、社会を成り立たせている原理とかかわってくる問題だけに、例えば国家による全体的な規制といったかたちでアメリカの生殖産業の拡散に歯止めをかけるというのは、非常に難しいだろうと思います。もちろん、州ごとには可能かもしれませんが、アメリカの一部であつてもそうしたサービスを提供しているところがあれば、日本を含め、外国からそれを買に行き人々も、やはり後を絶たないだろうと思われまふ。

このように見てきますと、生殖における身体の資源化もまた、経済面などにおけるのと同様に、世界におけるアメリカ化、アメリカ的自由主義の浸透にどのように対処するのかという、大きな問題の一部だということになってきます。

では、日本にいる私たちは、これに対してどのような対抗言説を提示していいのか。SOSHIREN 的な議論は、アメリカ以外の世界では説得力を持ったり、共感を得ることがあるかもしれませんが。けれども、それがアメリカ的な自由主義に対する十分な抑止力になり得るのだろうか。これに対して、私もいま答えがあるわけではないので、これからの皆さまの報告や議論を伺いながら、なお考え続けていきたいと思ひます。

どうも、ありがとうございました。

#### ■参考文献

Ali, Lorraine, and Raina Kelley, "The Curious Lives of Surrogates: Thousands of largely invisible American women have given birth to other people's babies. Many are married to men in military," *Newsweek*, Vol.151, Iss.14, April 7, 2008.

Asch, Adrienne, "Why I Haven't Changed My Mind about Prenatal Diagnosis: Reflections and Refinements," in Erik Parens and Adrienne Asch, eds., *Prenatal Testing and Disability Rights*,

- Georgetown University Press, 2000.
- 江原由美子『自己決定権とジェンダー』岩波書店、2002年
- Hempel, Carlene, "Golden Eggs," *The Boston Globe*, June 25, 2006. ([http://www.boston.com/news/globe/magazine/articles/2006/06/25/golden\\_eggs/](http://www.boston.com/news/globe/magazine/articles/2006/06/25/golden_eggs/))
- Koeppen, Susan, "More Women Selling Their Eggs," *The Early Show*-CBS News, Oct. 13, 2008. ([http://www.cbsnews.com/stories/2008/10/13/early\\_show/health/main4517178.shtml](http://www.cbsnews.com/stories/2008/10/13/early_show/health/main4517178.shtml))
- Levine, Judith, "What Human Genetic Modification Means for Women," *World Watch*, July/August 2002.
- 森岡正博『生命学に何ができるか』勁草書房、2001年
- Mundy, Lisa, *Everything Conceivable: How Assisted Reproduction Is Changing Men, Women and the World*, Penguin Books, 2007.
- 永田えり子「生殖技術と市場」浅井美智子・柘植あづみ編『つくられる生殖神話』制作同人社、1995年
- 荻野美穂「障害を理由とした中絶とフェミニズム：アメリカの場合、日本の場合」『思想』979号、2005年11月
- 同「代理出産の意味するもの：「搾取」と「自己決定」の間で」大阪大学『日本学報』28号、2009年3月
- 大越愛子「懐胎・分娩はいかなる労働か」関西倫理学会編『倫理学研究』38号、晃洋書房、2008年
- Rothman, Barbara Katz, *Recreating Motherhood*, reprint ed., 2000, Rutgers University Press. (1989年版の邦訳、『母性をつくりなおす』広瀬洋子訳、勁草書房、1996年)
- Saxton, Marsha, "Why Members of the Disability Community Oppose Prenatal Diagnosis and Selective Abortion," in Parens and Asch, eds., *Prenatal Testing and Disability Rights*, 2000.
- Steinbock, Bonnie, "Disability, Prenatal Testing, and Selective Abortion," *ibid.*
- Do., "Payment for Egg Donation," *Ethical Issues in Modern Medicine: Contemporary Readings in Bioethics*, 7th ed., McGraw Hill, 2009.
- ステイグレール、バルナール「20世紀型「消費主義」が終わった：象徴的貧困と資本主義の危機」『世界』2010年3月号

(おぎの・みほ 同志社大学教授／女性史・ジェンダー論)